令和8年度上期 貸切バス旅行商品造成・販売支援補助金

島根県外を発地とした団体旅行の貸切バス代の一部を助成します

（1）島根県西部または隠岐の日帰り旅行

対象期間

- 令和８年４月１日（出発日）～令和８年４月３０日（帰着日）
- 令和８年６月１日（出発日）～令和８年７月３１日（帰着日）
- 令和８年９月１日（出発日）～令和８年９月３０日（帰着日）

立寄箇所

島根県西部または隠岐の観光施設等（トイレ休憩のみを目的とした施設を除く）を行程に２カ所以上（うち、1カ所は有料施設とし、食事や体験も有料施設と見なす）を含むこと

参加人数

乗務員及び添乗員を除き、バス１台当たりの乗車人数が９名以上

助成額

（利用実績台数÷利用見込台数）５割以上：15,000円／台、５割未満：7,500円／台

留意点

島根県外に宿泊し、島根県西部または隠岐に立ち寄る旅行は対象外

（2）島根県東部にのみ宿泊する旅行の場合

対象期間

- 令和８年６月１日（出発日）～令和８年７月３１日（帰着日）
- 令和８年９月１日（出発日）～令和８年９月３０日（帰着日）

立寄箇所

島根県内（県東部・西部・隠岐のエリア及び有料・無料は問わない）の、観光施設等（宿泊する施設、トイレ休憩のみを目的とした施設を除く）を行程に３カ所以上を含むこと

参加人数

乗務員及び添乗員を除き、バス１台当たりの乗車人数が１５名以上

助成額

（利用実績台数÷利用見込台数）５割以上：50,000円／台、５割未満：25,000円／台

留意点

島根県内に宿泊する旅行であれば、同行程の中で島根県外に宿泊する旅行も対象

（3）島根県西部または隠岐に宿泊する旅行の場合

対象期間

- 令和８年４月１日（出発日）～令和８年４月３０日（帰着日）
- 令和８年６月１日（出発日）～令和８年７月３１日（帰着日）
- 令和８年９月１日（出発日）～令和８年９月３０日（帰着日）

立寄箇所

島根県内（県東部・西部・隠岐のエリア及び有料・無料を問わない）の、観光施設等（宿泊する施設、トイレ休憩のみを目的とした施設を除く）を行程に３カ所以上を含むこと

参加人数

乗務員及び添乗員を除き、バス１台当たりの乗車人数が９名以上

助成額

（利用実績台数÷利用見込台数）５割以上：65,000円／台、５割未満：32,500円／台

留意点

県西部または隠岐に宿泊する旅行であれば、同行程の中で県東部や島根県外に宿泊する旅行も対象

助成額

補助金算出方法

補助金申請時のバスの利用見込台数に対する、実績報告時の利用実績台数の割合に応じて算出した額

上限額

1社あたりの上限は上期1，100千円（うち300千円は県西部、隠岐に宿泊または日帰りする旅行専用の補助枠）

助成条件

- 島根県に宿泊した場合は宿泊証明書、観光施設等の立寄証明書、利用したバスの台数と経費を証明する書類を提出できること。
- 島根県、出雲、萩・石見、隠岐の各空港、木次線利活用推進協議会が実施する他の補助金等を受けていないこと。
- 学校行事として実施する旅行、宗教活動や政治活動を目的とした旅行でないこと。
- 補助対象となる旅行の出発日から30日前までに申請書類を提出すること　等

手続きの流れ

※連盟の予算に達した時点で受付を終了します

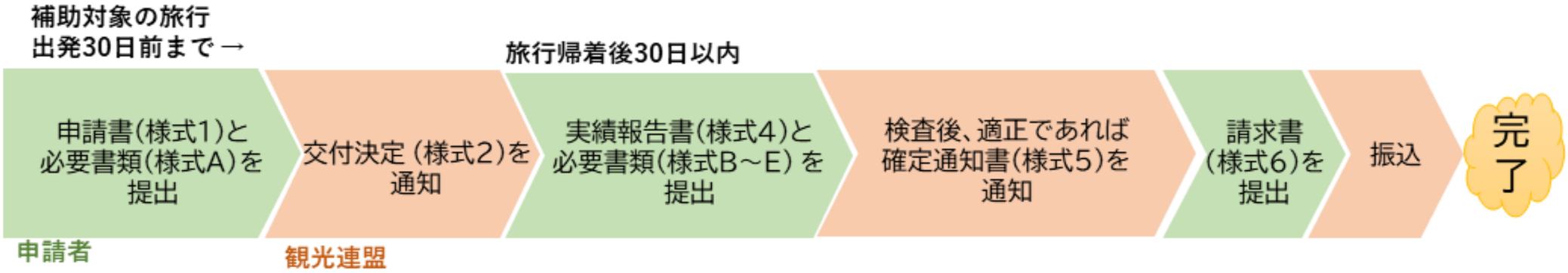

お問合せ・申請先

- 公益社団法人 島根県観光連盟
- 〒690-8501 島根県松江市殿町1番地
- TEL：0852-21-3990（ツアーデスク）